

平成 28 年 10 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社サイゼリヤ
代表者名 代表取締役社長 堀埜 一成
(コード番号 7581 東証第一部)
問合せ先
経営企画室長兼財務部長 潮田 淳史
(TEL 048-991-9611)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 10 月 12 日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議し、平成 28 年 11 月 29 日開催予定の当社第 44 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事のお知らせ」において別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の理由

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現するため、移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 11 月 29 日開催予定の当社第 44 期定時株主総会において、移行に必要な定款一部変更についてご承認いただくことを条件として、同日付で監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

- ① 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行するため、監査役会および監査役に関する規定の削除、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびにその他所要の変更を行うものであります。
- ② 取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって一部免除することができる旨の規定並びに業務執行取締役でない取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨の規定を新

設するものであります。

3. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

4. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 11 月 29 日（火）

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 11 月 29 日（火）

以上

【別紙】

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行	変更案
<p>第1章 総則 (機関) 第4条 当社は、次の期間を置く。 1. 取締役 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p>	<p>第1章 総則 (機関) 第4条 当社は、次の期間を置く。 1. 取締役 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数及び選任方法) 第19条 当社の取締役は、15名以内とし、株主総会の決議により選任する。 (新設) (新設) ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数及び選任方法) 第19条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く)</u>は、15名以内とし、株主総会の決議により選任する。 ②<u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とし、株主総会の決議により選任する。</u> ③<u>当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u> ④取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ⑤取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く)</u>の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③<u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員であ</u></p>

現行	変更案
	<p><u>る取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集者及び議長) 第21条 (記載省略) ② (記載省略) (新設)</p>	<p>(取締役会の招集者及び議長) 第21条 (現行どおり) ② (現行どおり) <u>③取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 (新設)</p>	<p>(取締役会の決議) 第22条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 <u>② 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第23条 取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第23条 <u>議決に加わることができる</u>取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p>
<p>(役付取締役) 第24条 取締役会はその決議により、取締役社長を1名選定し、また必要に応じ会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。</p>	<p>(役付取締役) 第24条 取締役会はその決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から、取締役社長を1名選定し、また必要に応じ会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。</p>
<p>(代表取締役) 第25条 取締役会は、その決議により、当会社の代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役) 第25条 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から、当会社の代表取締役を選定する。</p>

現行	変更案
(新設)	(取締役への重要な業務執行の決定の委任) <u>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役会の議事録) 第 <u>26</u> 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。 (記載省略)	(取締役会の議事録) 第 <u>27</u> 条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名を行う。 ② (現行どおり)
(相談役) 第 <u>27</u> 条 (記載省略)	(相談役) 第 <u>28</u> 条 (現行どおり)
(取締役会規程) 第 <u>28</u> 条 (記載省略)	(取締役会規程) 第 <u>29</u> 条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第 <u>29</u> 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。	(取締役の報酬等) 第 <u>30</u> 条 (現行どおり)
(新設)	(取締役の責任免除) <u>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>

現行	変更案
<p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p align="center"><u>(監査役の員数及び選任方法)</u></p> <p><u>第30条 当会社の監査役は4名以内とし、株主総会で選任する。</u></p> <p><u>② 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p align="center"><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第31条 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p align="center"><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第32条 監査役会はその決議によって、常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p align="center"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p align="center"><u>(監査役会の決議)</u></p> <p><u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p align="center"><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第35条 監査役会における議事については、法</u></p>	<p>(削除)</p>

現行	変更案
<p><u>令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(新設) (新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を、その決議をもって選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集手続)</u> <u>第33条 監査等委員会を招集するときは、会日から3日前までその通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議)</u> <u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u> <u>② 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p>

現行	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第35条 監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印または電子署名を行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(新設)	<u>(監査等委員の報酬等)</u> <u>第37条 監査等委員の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
(会計監査人の報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。

以上